

令和3年7月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年7月5日(月) 午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

### 3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 斉 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

## 7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和3年7月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 田植のほうも、幾らか残っているところがあるかもしれませんが、おおむねさばけて、今年の梅雨入りは5月と早うございましたが、割合に天候には恵まれたほうじゃないかと思えます。 しかしながら、やはりこの時期になりますと各地で災害が発生をいたしております。静岡県熱海のほうでは突発的な土砂崩れが発生して、数名まだ行方不明というような報道がなされております。線状降水帯はなかなか今の科学の力をもって止めようがないというようなことを言うておりました。やはり災害は思わぬところからやってくるものでございますけど、作付した農作物が秋口に無事に収穫できるように祈って、私たちは地域農業に貢献をしていきたいと思っております。 今日はたくさん議題がございますけれども、スムーズに議事が進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。
事務局	それでは、事務局よろしく申し上げます。 ありがとうございます。
議長	本日の出席委員は14名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行は江里口会長をお願いいたします。
事務局	それでは、ただいまから令和3年7月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。 11番野口委員、12番江里口勇委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は三日月町久米にあるJR小城駅東の農地で、申請理由は譲受人への遺贈です。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。  申請番号2について説明をいたします。  資料は5ページからとなります。  (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)  この案件の場所は小城町岩蔵にあるいわまつ保育園西の農地で、申請理由は譲受人の規模拡大です。</p>
議長	<p>以上でございます。  ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。  次に、申請番号3について事務局より説明をお願いいたします。  申請番号3について説明をいたします。  資料は10ページからとなります。  (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)  この案件の場所は三日月町長神田にある農村公園北の農地で、申請理由は譲受人の不動産競売物件落札による所有権移転です。</p>
議長	<p>競売の落札物件であるため、譲受人の単独申請となっております。  以上でございます。  ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。  次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。  申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。  議案書は2ページを御覧ください。  本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は7件でございます。  申請番号1について説明をいたします。  資料は14ページからとなります。  (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p>
議長	<p>この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線北の三日月町西分地区にある市道岡本西分線北の農地で、転用目的は太陽光発電設備でございます。  被害防除対策ですが、雨水は自然流下による排水であるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。  農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。  以上でございます。</p>
9番	<p>この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。  農地法第5条申請事前調査報告。</p>

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由と適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、隣接地から2メートル程度の距離を置いて、現状のまま太陽光発電設備を設置される。雨水は自然流下により排水されるので、周辺農地への影響は少ないと思われる。

また、安全対策として周囲にフェンスを設置される。

ホ、その他事項について、令和3年6月2日に説明を受け、確認しています。

令和3年7月5日、農業委員、高塚。

審議のほうよろしくお願いします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は21ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所はドゥイング三日月南の三日月町樋口地区にある市道五条初田線東の農地で、転用目的は保育所でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、土地収用法に該当する公益性が高いと認められる事業であるため、許可し得るものと判断しております。

なお、土地収用法第3条第23号に規定されている社会福祉法による社会福祉事業に該当しております。

以上でございます。

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告いたします。

事前調査報告をいたします。

貸付人、借受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項のイ、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定については、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目

議 長

事務局

議 長

13番

的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討については、し尿及び生活雑排水は下水道へ接続、雨水排水は北側水路へ放流することで周辺農地への影響は少なく適当であると判断できます。

ホ、その他の特記事項については、特にありません。

令和3年7月5日、中村です。

よろしく御審議くださいませ。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は27ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線北の三日月町今市地区にある市道今市東分線南の農地で、転用目的は木材加工場及び資材置場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下による排水であるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、現状のまま利用される。雨水は自然流下により排水されるので、周辺農地への影響は少ないと思われる。

ホ、その他特記事項について、令和3年6月12日に説明を受けています。

令和3年7月5日、高塚です。

審議のほどよろしくお願ひします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手を

議 長

事務局

議 長

9 番

議 長

お願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は33ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は三日月町高田地区の日吉神社東にある市道大寺高田線東の農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

事前調査報告をいたします。

貸付人、借受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は西側道路側溝へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側道路側溝へ排出されるので、周辺農地への影響は少ないと思われる。

ホ、その他事項について、令和3年6月12日に説明を受けております。

令和3年7月5日、高塚です。

審議のほどよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号5について事務局より説明をお願いいたします。

議案書は3ページを御覧ください。

申請番号5について説明をいたします。

事務局

議長

9番

議長

事務局

資料は39ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は小城公園西の小城町畑田地区にある市道畑田南西小路線北の農地で、転用目的は建売分譲住宅12棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側道路側溝及び西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側道路側溝等へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、JR小城駅を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。

申請地はJR小城駅から約600メートルのところにありますので、第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4 番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地は事務局の説明のとおりでございます。

転用目的、建売分譲住宅となっております。

事前調査、申請目的及び位置の検討につきまして、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元にも事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実であると思えます。

被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に西側水路及び南側水路に排水される。生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水されるので、周辺農地への影響は少ないと思われま。

その他の特記事項について、令和3年6月6日に説明を受け、確認しています。

令和3年7月5日、小城市農業委員、古賀。

よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事及び県常設審議委員会に意見を送付します。

次に、申請番号6について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号6について説明をいたします。

資料は49ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所は小城町北小路地区の国道203号北にある酒類販売店北の農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は北側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、農地転用許可後には国道からの進入路として宅地を分筆し購入することで宅地所有者と協議済みとのことです。

以上でございます。

議 長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4 番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

事前調査、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

なお、申請地への進入路がないため、農地転用許可後、国道から進入できるように、分筆後、購入される予定である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。

実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は北側水路へ排水。生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側水路へ排水されるので、周辺への影響は少ないと思われる。

その他の特記事項について、令和3年6月14日に説明を受け、確認しております。

令和3年7月5日、農業委員、古賀義博です。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号7について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号7について説明をいたします。

資料は55ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号7について事務局より説明)

この案件の場所は市道友田八枝線西の牛津町友田地区にある芦刈町界付近の農地で、転用目的は進入路でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下による排水であるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。

なお、農地転用許可後には申請地西に一般住宅の建設を計画されており、建築基準法に合致させるために進入路を確保するものです。

以上でございます。

議 長

この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

1 番

農地法第5条申請事前調査事項について説明いたします。

貸付人、借受人、申請農地、転用目的は事務局の説明どおりでございます。

調査事項について説明いたします。

イ、申請目的及び位置の検討について、申請地西側の宅地に一般住宅を建設するための進入路の確保であり、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、現状のまま利用される。雨水は自然流下であるため、周辺への影響は少ないと思われる。

ホ、その他の特記事項について、令和3年6月2日に説明を受け、確認をしています。

令和3年7月5日、小城市農業委員、野方俊彦。

よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号20まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は4ページから6ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が7件、利用権の再設定が13件、合計で20件、総面積は13万1,199平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号20までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第3号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。議案書は7ページを御覧ください。所有権移転について、本日の審議件数は1件でございます。申請番号1について説明をいたします。申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。議案書は8ページを御覧ください。本日の審議件数は売渡希望が1件でございます。資料は60ページからとなります。申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第5号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。議案書は9ページを御覧ください。第5号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを御説明いたします。小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。今回は農用地区域からの除外が20件、農用地区域への編入が11件となってお</p>

ります。

説明は別つづりで配付をしております資料の番号順に一括して行わせていただきます。

番号1、（所在地番、地目、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、鳥獣の被害や災害により作付ができる状況ではないためであり、代替地はないということでございます。

申請番号2です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、隣接地で事業を営んでおり、駐車場として利用するためであり、代替地はないとのことです。

申請番号3です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、先ほども申しましたように分家住宅及び農業用倉庫を建設するためであり、代替地はないということです。

次に申請番号4番、（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、隣接する建設会社の職員駐車場用地として提供するためであり、代替地はないということです。

次に申請番号5です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、閑静な農村集落の一角に位置し、学校や商業施設、医療施設等が比較的近くにあり、交通の便もよく生活環境に恵まれた地域であり、代替地はないとのことです。

次に申請番号6です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、近隣に市役所や学校、医療機関、商業施設があり、生活環境に最適な条件を備えた土地であり、代替地はないということです。

次に番号7です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、福祉施設の作業場、加工場、事務所等を建設するためであり、代替地はないということです。

次に番号8です。（所在地番、地目、変更面積を読み上げる。）

除外理由といたしましては、近隣に市役所や学校、医療機関、商業施設があり、生活環境に最適な条件を備えた土地であり、代替地はないとのことです。

次に申請番号9です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、土壌改良材の原料となるしゅんせつ土の乾燥場として適しており、代替地はないとのことです。

次に10番目ですが、（所在地番、地目、変更面積を朗読。）

除外理由は、診療所を建設するためであり、代替地はないとのことです。

次に申請番号11です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、南斜面で日当たりが良く、閑静な住宅地を望まれる方に応えるためであり、代替地はないとのことです。

次に番号12です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、公共施設や商業施設、幹線道路に近く、通勤通学に便利であり、代替地はないとのことです。

次に13番目です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、転用関係者の隣接地に位置しており、代替地はないとのことです。

次に14番目ですが、（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

除外理由は、所有している農地のうちほかに適地がなく、代替地はないとのことです。

次に15番目です。(所在地番、地目、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、閑静な農村集落の一角に位置し、学校や商業施設、医療施設等が比較的近くにあり、交通の便もよく生活環境に恵まれた地域であり、代替地はないとのことです。

次に申請番号16です。(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、所有しているアパートの隣接地にあり、駐車場不足を解消するためであり、代替地はないとのことです。

次に17番ですが、(所在地番、地目、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、国道沿いに位置し、周辺は住宅も多く需要が見込まれるためであり、代替地はないとのことです。

次に18番で、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、転用関係者の事業拡大により移転するためであり、代替地はないとのことです。

次に番号19ですが、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、転用関係者の事業拡大及び県道拡幅により事業用地を確保するためであり、代替地はないとのことです。

次に20番目ですが、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、自己所有地のうち農家住宅等への転用に最適地であり、代替地はないとのことです。

次に番号21となります。21からは農振除外地から農用地区域への編入となっております。

番号21ですが、(所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

編入理由といたしましては、改植事業の申請をするためとのことです。

次に、番号22から31までは全て同じ目的で、編入理由は果樹園として整備するためとのことです。地番等に関しましては既にお渡ししている資料等で確認をいただきたいと思います。

今回、議案書に同封して農業振興地域整備計画の変更に対する意見について(案)を配付しておりますので、御覧ください。

全ての案件について、農用地区域から除外または編入することはやむを得ないと考えております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

この20番の案件ですけど、これは以前から、〇〇さんのハウスのところでもんね。これは購入されるときに絶対耕作するという約束の下で、住宅とか、こういう建設予定地にしたらいかんよという確約を取りながらしているけれども、ハウスの分の土壌も入れたりせずに、アスパラば栽培するというので売るときに許可を下ろしたわけ。西多久の人でもんね。それでも、ハウスも全然手つかずやし、もともとはそこに家とか、そういうのを建てる目的やろうということで、確認してから売渡しは許可したとです。それでも、全面的に何も手つかずで、ハウスの裏んにきば埋め立てたりなんたりしよんさつとです。そいけん、要するに最初買うときからこれが目的やったと思うけど、それはルール違反でもんね。

最初、あそこはトマトの水耕栽培しよんさつたけん、土壌も全部入れ替えんばよていうことで、それは分かった話けんが自分がちゃんとするていう目的、そういう約束の下でアスパラは生産するて。西多久から通うてくつと大変やろだいて言うた

議長  
13番

ら、いや、従業員ば入れてでも、そこで絶対アスパラの栽培ばするて言うて、そして、あの畑ば買わしたとです。それでも、何も手つかずで、栽培するどころか荒らかし放題、荒らかした後々に、この案件ばずっとい出しんさあばってん、全部蹴ってきたわけよね。私たち、知っとう人は知っとうわけ。そいけん、その約束ば果たしてあるぎ—あいから何年なあとかな、今。

議 長  
1 3 番

結局、土地転がししよらすとね。

うん、そういうことにしか見れんとですな。そいけん、絶対ここは許可したらいかんです。

3 番

ずっと農業委員さんも知っている人がおる間は、その物件ですなてなるけれども、ずっと代わっていったら、事務局も代わっていったりしたら、担当者の代わって分からんごとなつてから何回も何回も出しんさあぎつとが、知らない間に.....

1 3 番

出すたびに私たちも蹴いよんもんね、まだ生き証人のおるけんさ。

議 長

そいぎ、ooooさんの分は駄目ということですね。

1 3 番

そうです。もともとの約束が違うけんね。

7 番

当初に農地を買うときに先輩から聞いた話によれば、農業委員会のほうに出席いただいて、そこで確約をしてもらっていると。

1 3 番

定例会のときに来てもらって、ちゃんと栽培しますよという約束で、そんなら許可しますということで売り渡したとですよね。

7 番

それでもって、とにかく作る、先ほどの中村委員さんの話にあったように作付をするという話だったんですが、田んぼは確かにこの方は一括で農地が何筆かあったので、田んぼは作っている。その申請のところは一回作んさった。むちゃくちゃ堆肥を入れまして、それで堆肥が隣接農地に流れ出たんです。その隣接農地の人から、何とかならんねという話があったんですけど、話をしたところで、そしたら今度はどうなさったかという、全部撤去。おまえたちが言うけんやめたじゃっかいというようなことだったんですが、そういうことでこの方の場合、現時点で御覧いただいている方もあると思いますけど、農地がもう荒れている。この申請地を取得するときもなかったが、申請書に書いてあるように住宅地にしたい。当時は、そういう話は一言も出ていない、出ていないはずでもんね。

1 3 番

そういうことでは買うたら駄目よということで、農地やっけん、そういうことは絶対したらいかんよという約束の下で、ここまで自分も出向いてきて。

議 長

そんない駄目ということ、こいだけは。

1 3 番

本人がここに来てこの委員会の中で、水耕栽培しちやっけん土壤も全部違うけん泥も入れ替えんばよて、そいぎ、自分がちゃんと職員ば雇うて、泥ば入れ替えて、そこでアスパラばちゃんと生産すると。あんた西多久から通うてくんねて言われても、いや、従業員もおるけん従業員にさせて、ここで寝泊まりさせてでんがアスパラば生産しますていう約束で、土地転がしのごたことばすっぎいかんよという下で売っとなさつとやっけんが、そればもう平然として、何年か過ぎたら、そいこそ証人のおらんで思うてから、ずっとい出しんさあわけよ。

議 長

そいぎ、そんなとき何か一筆作つとかんばいかんやつたね。

1 3 番

この前出たときも何か言いよつたばってんね。

3 番

何回も出しんさあですもんね。

議 長

そいぎ、口頭で約束事をして、結局、農業委員さんも永遠にするわけでもなかし、事務局も永遠にこっちにおられるわけじゃなかけん、この際.....

1 3 番

こないだもそがん言いよつたよね。

議 長

何か一筆書かせて、この土地の案件は前回からずっとそういう問題の中で過程を

7 番	<p>踏んできたけど、小城市農業委員会は今後永遠に、そういう土地を転がすようなことには対応できないと言って何か一筆取らんばいかんね。</p>
事務局	<p>それと、先代の事務局長のときには、平成25年の定例会に出られています。なので、私がまだ当時の議事録を確認できていないので、どういう記載なのか分かりませんが、〇〇さんが出てきたときの議事録の内容によって、今、会長がおっしゃったように約束違反になってしまうので、できれば一文あるいは書面を取るかとかいう話になるんじゃないかと思います。</p>
	<p>番号20に関しまして、今回意見を求めている担当課の農林水産課のほうから書類を、経過というのを頂いておりまして、先ほど委員さんおっしゃられたように、平成24年6月の委員会のときに、営農計画を立ててハウスでアスパラの栽培を速やかに行うという確約書をどうも出されているみたいです。ですが、その同時はハウスでの作物の栽培は行われていないということで、そのような状況もあることから、一般基準に満たしていないため、変更の承認はできないというふうに記載があります。</p>
	<p>その後、平成30年12月にも同じように農振除外について申請をされております。その際、先ほどと同じように、耕作目的で農地を取得しているものの作付をしていないということもあって、農振除外はできませんということで当時の農業委員会で回答しておりますが、その後、申請者は申請地でアスパラの栽培をしていたということで記載があります。そのアスパラの栽培に対しても、農業委員会で確認をしていますというふうなことも書いてあります。それが平成30年12月です。</p>
	<p>その1年後、平成31年12月に申請番号20の方から、アスパラを栽培したので、保留になっている農振除外の申請手続きを進めてほしい、農業委員会もアスパラ栽培を確認したので大丈夫と思うというふうな記載があるところです。</p>
	<p>実際に、別にお渡しをしている意見の案にもあるんですが、農地転用の許可の基準からいったら農地区分は第1種農地で、許可の基準に対しても住宅の建設で集落に接続しているということで転用に関しては可能ということで、県との協議も済んでいるところです。</p>
	<p>先ほどおっしゃったように、現状の確認ができない、お約束、当初の計画どおりされていないということで御意見がありました。そのことに関して、あと採決を取っていただいて市長のほうに回答したいと思います。</p>
	<p>以上です。</p>
13番	<p>一回堆肥ば入れんしゃっですもんね。ハウスじゃなくて裏に、ハウスの奥に。私たちが売ると言うたときには、ハウスの中ばちゃんと整理してするて言んしゃっですもんね。</p>
3 番	<p>私はよく知らんですけど、堆肥の流れ出て近隣の人からの苦情というとは聞いたです。</p>
13番	<p>そいけん、たったそれだけで1年、そいはまた、自分がちゃんと、きちっとしてから堆肥も流出せんごとして、栽培ば何年でん続けとんさっきよかばってん、そいはもう、ただ、そがんすっだけ、ただの役目済ましにしか見えんぐらいの感じでした。</p>
3 番	<p>その堆肥はしんさったけれども、アスパラば実際植えんさったかていうとは、確認は取れとらんとやなか。</p>
7 番	<p>私が見る限りは、緑色の茎が出たのは見ていない。</p>
13番	<p>誰もそがん、アスパラばすって言うたら、要するに露地ではできんじゃないですか、商売的に。裏は露地やん。</p>

議 長 平成30年ぐらいにアスパラの作付のあったて今言んさったですね。そいば.....

13番 確認したていうのがどこまで確認したのか。堆肥ば入れたけん確認したのか。

議 長 農業委員が確認したということですか。

13番 農業委員じゃなか。

事務局 すみません、農業委員会で確認をしたというふうに書いてあるので、事務局の職員が確認をしていると思います。

13番 職員、誰やったこっちゃい。

12番 そんないばですよ、販売の履歴のあろうもん。

事務局 必ずしも販売をすることで作付になるかといったら、またちょっと若干違うかなと思いますので。

12番 そいばってん、販売の履歴のなかぎ、何でん申請しても通らんやんね。そいば確認してもらわんば。

13番 ほんなごて役目済ましで堆肥ば入れよんさったと知とったさい。ダンプで行きよんさあとば。

7番 いつか堆肥を入れられた。

13番 うん、堆肥は入れよんさったと知とったけど、裏にやもん。ああ、カモフラージュしよんさあねて、私はよそからこがん見よったさ。自分の中では、私が言うのは、ハウスの中を全部水耕栽培でしとっけん土壤違うよて言われて、全部入れ替えまして言んしゃったとよ。そして、そこでアスパラを作りますて言んさった。そいばってん、そこは手つかず、何もせんで、裏に幾らじゃい、ダンプで堆肥ば入れよんさった。そいは私も見とうばってん、そこにアスパラば果たして作とうじゃい。私たちがオーケーしたのは、ハウスの中ば整備してちゃんとするていうことば言いよった。そいけん、ハウスはそのままして、そこば住宅地にすんない、あの人、西多久で自動車整備工で自動車販売ばしよんさあもん。そういうのばしんさあ可能性のあるけん、絶対駄目よということば言われている。

そいでも、農業委員会の職員が確認したていうのは、誰が確認に行ったこっちゃいさ。役目済ましのごと確認したっちゃ困あやん。

こいは農協の抵当権に入とったけんが、農協の職員さんも絡んでから、もう下ろしてくれんねということやったさ、実を言えばね。それでそんなときにも、ちゃんところに来て、自分がここに座って話ば聞いて、皆さんの前で、ちゃんとやります、しますて言いよんさった。そいばしとんさあけん、私がずっといそがん言うて。ちゃんとハウスの中の土壤ば入れ替えまして、そこまで自分が—水耕栽培やけんその土壤では使われんよて、下はがらくたよて言うても、そいで自分がちゃんとしますていう約束ばつけとんさあけん言いよるわけ。

議 長 そしたら結局、今の話ば聞いた時点では、何か農業委員会は確認ばして、平成30年に作付をしたと。それでまた、ある程度一定期間を置いて、ほとぼりの冷めたけんが、またこいば提出してみようていうぎ、また.....

13番 アスパラの苗ていうとは、一回植えたら30年でんもつとやけん、今行って、植えちゃあか植えちゃらんか確かめてくつきよかたい。堆肥を入れて作ったて言うんやったら、誰でんそれはでくつことやけん。入れさえすればよかけん。苗ば1本、あがしこの面積ばしとんさあないば、苗の何本じゃい残とうはずやろ、植えちゃあない。そい見てきてください。

7番 私も気になるから見たんですけど。

12番 そんない、会長、今、中村さんから事情の説明のあったけん、中村さんの説明に対して採決採ったがましやなか。

議 長

そいぎ、もう一回事務局の考えと農業委員の考え、事務局はどうしたいのか、自分たちはどうしたいのかを決めましょうか。

そしてまた、こいばここではっきりさせとかんぎ、また来年、また3年後、こがん言わんば。そいぎ、言うもんがおらん、意見を言える人がなくなったとき、これはもう通過していきます。議事録は今残っとうけど、農業委員の意見や過程とか事務局の判断はこういうふうにしますて言うたけど、皆さんの考えがどうなのかを決める。

事務局  
7 番

それでは、委員会で採決をしていただいでですね。

今、事務局から採決を求められましたけれども、中村委員、私、それから下村委員、この辺とかが事情を知っておりますけれども、ほかの方は御存じない。そうすると、その段階で採決しろと言われても、分からんから上げとくか下げとくかというというお話にしかならない。それでは、採決は採ったにしても、いただけないという話になりかねません。

これは私の提案でございますけど、実際に20番の申請者の方が指摘された土地の議事録、これを開示していただきたい。それを各委員に見ていただいた上で、これについての判断をすべきではないかと思えます。

議 長  
事務局

そしたら、議事録とか分かりますか。

すみません、しばらくお時間をいただきたいと思えます。

(休憩)

大変お待たせいたしました。

今、委員さんのほうに当時の平成24年6月の農業委員会の会議録と平成30年10月の会議録をお渡ししております。

平成24年6月分に関しては、表に6月定例農業委員会という記載があるものをお渡ししております。平成30年10月に関しましては、該当する部分の12ページから16ページまでをお渡ししております。

平成30年に関しましては、農業振興地域整備計画の変更の協議ということで、申請番号4番ですね、12ページの下から7行目の、「次に申請番号4」、「変更理由は農家住宅、それと農業用倉庫の建設でございます」というところが該当するものでございます。

このときにも同じように、15ページからなんです、3番の委員さんのほうから、営農がなされていないということでの御指摘がっております。そういう御指摘もあって、あと、5番の農業委員さんからも、同じように「農業ばするか確認とったけん通したばってん、何もせん」というふうな御指摘をされている中で、前回、平成30年の農振除外の意見のときは、この方、申請番号4に関しては否決をするということでの決定をされております。

平成24年6月の委員会の議事録は、すみません、ページ番号はございませんが、1ページ目の下のほうに事務局が説明をしておりますが、この案件は前回の委員会ときに保留ということで、委員会で営農の確約等の条件をつけて、最初は今月の委員会で審議するというようになっていた案件ですということで説明がございません。

その中で、条件を2つ譲受人の〇〇さんに出しております。1つが、取得後は速やかに耕作をする。当たり前のことですけど、取得後は耕作を始めるということ委員会として確約を取りたいということ。もう一つは、御本人さんをお話をお話聞いた中で、久本のハウスの営農に関してはどの委員さんも疑問を持たれていたと思えますということで、ハウスの営農に関して定例会以降、5月10日に事務局長

並びに申請者、あと、農協の共済の課長さんとか、営農の課長代理さんが現場を立ち会って確認したということで、ハウスの中の状況を説明されています。

その中で、土壌に砂利等が入っていたらアスパラはできないんじゃないかという御指摘もあったので、営農の課長代理さんから、土壌改良は必要になるが、10センチから15センチほど土壌を張ればアスパラ栽培はできるんじゃないかという御意見を出されています。

そういった中で、先ほど委員さんから御指摘があったように、次のページの上から6行目ぐらいですかね、営農を速やかに行うという確約書をつけていただいていますというふうに事務局のほうからも説明をしております。

先ほど私が説明で、農業委員会の職員が確認をしたということでお話をさせていただいたんですが、その平成30年当時に農業委員会に在籍をしておりました職員に尋ねたところ、現在、職員として勤務している者からは確認をしていないということだったので、担当課の農林水産課のほうに確認をしたところ、前局長が確認をしているんじゃないかということでお話を聞きました。その際にどこまで話をしているのかというのは、農林水産課の職員も内容的には分からないというような返答でした。

以上です。

議 長

そしたら、ただいま平成24年の議事録と、それから平成30年の議事録を見せていただいて内容を確認しましたがけれども、皆さん方の中から意見がもしあればよろしく願います。この案件については否決をした方がいいものか、それとも賛成なのか、この議事録を踏まえて採っていいのか、皆さん方の御意見を賜りたいと思います。

1 2 番

今この資料を見ていただいてもなかなか分からない部分があると思いますけど、今、中村委員はじめ3名の方からこの案件について御説明がっておりますので、もう採決に移った方がいいんじゃないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

議 長

今、江里口委員のほうから意見がございましたけれども、この案件についてはずっと意味が深うございまして、次回の農業委員会でもう一回、事務局にこの内容を確認していただいて、事務局のほうから説明を聞いた後に採決して、賛成するか否決するか決定をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですかね。

今説明していただいたんですけど、この議事録も全部頭に入った方ばかりじゃないと思いますので、よく自分たちも目を通して、そして、内容を事務局のほうからもう一回聞いて、そして、賛否を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

お願いします。

そしたら、そういうことで、事務局も次回にこの案件について説明をお願いしてよろしいですかね。

そしたら、ほかの案件については皆さん方の御意見を賜って、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、20番の案件を除いたほかの案件については、農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について賛成をいただいたものと判断いたしました。

それでは、もしほかの案件で何か御意見ございましたらよろしく願います。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。

事務局	<p>次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日ですが、7月26日月曜日、午後1時30分から2階の2-6会議室でお願いいたします。</p> <p>8月の定例農業委員会ですが、8月5日木曜日の午後1時30分から、ここ大会議室となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして7月の農業委員会を閉会いたします。貴重な御意見どうもありがとうございました。お疲れさまでした。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員